

京都海区漁業調整委員会指示第 67 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 30 日

京都海区漁業調整委員会 会長 神 田 潔

(経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)

- 1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>京丹後市経ヶ岬突端正北の 2 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸埼突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅)の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の A1、A2、A3、A4 及び A5 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(ただし、3 月 16 日から 8 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>A1 北緯 35 度 40.92 分 東経 135 度 25.33 分 A2 北緯 35 度 41.05 分 東経 135 度 24.95 分 A3 北緯 35 度 41.54 分 東経 135 度 25.15 分 A4 北緯 35 度 41.40 分 東経 135 度 25.50 分 A5 北緯 35 度 41.31 分 東経 135 度 25.50 分</p> <p>(2) 次の B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8 及び B9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>B1 北緯 35 度 33.48 分 東経 135 度 29.20 分 B2 北緯 35 度 34.07 分 東経 135 度 29.51 分 B3 北緯 35 度 37.03 分 東経 135 度 29.75 分 B4 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 26.92 分 B5 北緯 35 度 37.10 分 東経 135 度 25.15 分 B6 北緯 35 度 36.41 分 東経 135 度 24.27 分</p>	<p>(1) から (3) までの海域：火光使用禁止</p> <p>(4) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>

	<p>B7 北緯 35 度 35.75 分 東経 135 度 24.08 分 B8 北緯 35 度 34.79 分 東経 135 度 24.62 分 B9 北緯 35 度 34.44 分 東経 135 度 25.53 分 (3) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6、C7、C8、C9、 C10、C11、C12、C13、C14、C15、C16、C17 及び C18 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線に よって囲まれた海域(ただし、共同漁業権京共第 22 号の区域については、9 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間に限る。)</p> <p>C1 北緯 35 度 33.97 分 東経 135 度 23.90 分 C2 北緯 35 度 34.69 分 東経 135 度 23.75 分 C3 北緯 35 度 35.40 分 東経 135 度 22.70 分 C4 北緯 35 度 35.41 分 東経 135 度 21.81 分 C5 北緯 35 度 34.61 分 東経 135 度 19.63 分 C6 北緯 35 度 34.18 分 東経 135 度 18.92 分 C7 北緯 35 度 36.79 分 東経 135 度 17.28 分 C8 北緯 35 度 37.61 分 東経 135 度 17.68 分 C9 北緯 35 度 38.12 分 東経 135 度 19.43 分 C10 北緯 35 度 40.02 分 東経 135 度 20.20 分 C11 北緯 35 度 42.26 分 東経 135 度 20.53 分 C12 北緯 35 度 45.16 分 東経 135 度 18.78 分 C13 北緯 35 度 45.48 分 東経 135 度 17.63 分 C14 北緯 35 度 46.38 分 東経 135 度 17.42 分 C15 北緯 35 度 47.19 分 東経 135 度 16.37 分 C16 北緯 35 度 47.50 分 東経 135 度 15.30 分 C17 北緯 35 度 47.17 分 東経 135 度 14.16 分 C18 北緯 35 度 46.51 分 東経 135 度 13.65 分 (4) (1)から(3)までを除く海域</p>	
2	北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域(1 の項の海域を 除く。)	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	北緯 35 度 54.19 分の線から、いか釣り漁業禁止区 域線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表第 4 いか釣り漁業の項 1 の口	3 キロワット以内の電球 18 個以内

の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
1	<p>距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域</p> <p>(1) 次の D1、D2、D3、D4、D5、D6 及び D7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>D1 北緯 35 度 40.59 分 東経 134 度 58.21 分 D2 北緯 35 度 41.86 分 東経 134 度 57.59 分 D3 北緯 35 度 42.01 分 東経 134 度 56.85 分 D4 北緯 35 度 41.57 分 東経 134 度 56.18 分 D5 北緯 35 度 40.97 分 東経 134 度 56.21 分 D6 北緯 35 度 40.18 分 東経 134 度 57.03 分 D7 北緯 35 度 40.35 分 東経 134 度 57.83 分</p> <p>(2) 次の E1、E2、E3、E4、E5 及び E6 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>E1 北緯 35 度 38.91 分 東経 134 度 54.06 分 E2 北緯 35 度 39.14 分 東経 134 度 54.67 分 E3 北緯 35 度 40.74 分 東経 134 度 55.37 分 E4 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 54.56 分 E5 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 51.83 分 E6 北緯 35 度 39.47 分 東経 134 度 52.05 分</p> <p>(3) (1) 及び (2) を除く海域</p>	<p>(1) 及び (2) の海域：火光使用禁止</p> <p>(3) の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内</p>
2	距岸 2 海里を超え、水深 200 メートル以浅の海域	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	水深 200 メートルを超え、いか釣り漁業禁止区域線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)別表第 4 いか釣り漁業の項 1 の口の(8)	3 キロワット以内の電球 18 個以内

の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

(廃止)

4 平成30年3月30日付け京都海区漁業調整委員会指示第65号は、廃止する。